

スポーツの国際大会等出場者激励金支給基準

(目的)

第1条 スポーツの奨励と振興をはかるため、新潟市を代表して国際大会等に出場する者に対し、激励の意味を含めて、激励金を支給する。

(対象大会)

第2条 激励金を支給する大会は、スポーツの国際大会等で支給が適当と認められるものとする。

(支給対象者及び支給額)

第3条 激励金の支給対象者及び支給額は、別表に定める。

また、前条に規定する対象大会の出場者要項等で、監督、コーチ、マネージャー、選手等の出場者数が定められている場合の支給対象者は、その定められた人数以内とする。

(支給方法)

第4条 原則として、その所属する団体又は学校を通じて支給する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

支 給 対 象 者			支 給 額
大 会 種 別 等		居 住 条 件 等	
1	国民スポーツ大会	市内に居住する者又は市内に設置された学校に在籍する者	1人当たり 10,000円 1申請当たり 100,000円限度
2	オリンピック競技大会	市内に居住する者又は市内に設置された学校に在籍する者	1人当たり 100,000円
3	日本スポーツ協会加盟団体等が派遣する、オリンピック競技大会以外の国際大会	市内に居住する者又は市内に設置された学校に在籍する者	1人当たり 30,000円
4	1以外の小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に在籍する者が参加する全国大会（全国中学校体育大会、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校定時制通信制体育大会を除く）で日本スポーツ協会加盟団体等が主催する大会	市内に居住する者又は市内に設置された学校に在籍する者	1人当たり 5,000円 1申請当たり 50,000円限度
5	その他特に市長が必要と認める場合	その都度市長が認める者	その都度市長が定める額